

都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の
一部を改正する条例における経過措置の設定の有無について

No.	改正内容	経過措置の有無
定義の整理〔第2条〕		
1	「開発行為」を定義付けし、土地の区画形質の変更に関する考えを、規則と連動して定めていくこととします。	無
法第33条第3項の条例で定める技術的細目の追加〔第3条〕		
2	ごみ集積場所及び集会施設を配置すべき開発行為の規模について、住戸数をもとにした制限の強化を行います。〔新設第1項第4号〕	無
3	都市計画法（以下「法」といいます。）で設置が求められる公園について、開発区域の周辺状況により設置を不要とする緩和を行います。〔新設第2項〕	無
道路に関する技術的細目の明文化〔新設第4条〕		
4	都市計画法施行令第25条ただし書に規定する道路の幅員最低限度は、開発区域の面積及び予定建築物等の用途に応じて定める数値とする。〔第1号／別表第2〕	無
5	開発区域内の敷地に接する交通量の多い道路の幅員が6メートル以上となるよう拡幅措置をとることとします。〔第2号〕	無
6	都市計画法施行規則第24条第5号ただし書の場合における袋路状道路の延長及び道路の幅員の基準を設定します。〔第3号／別表第3〕	無
公園に関する技術的細目の明文化〔新設第5条〕		
7	都市計画法施行令第25条第6号ただし書のうち「開発区域の周辺に相当規模の公園、緑地又は広場が存する場合」に該当するものを明文化します。	無
敷地面積の最低限度の見直し〔改正後第6条／別表第4〕		
8	建築物の敷地面積の最低限度について、市街化区域にあっては125平方メートル、市街化調整区域にあっては300平方メートルとします。	有
法第34条第11号の条例で指定する土地の区域の見直し〔改正後第7条〕		
9	市街化調整区域に係る開発行為が認められる法第34条第11号の条例で指定する土地の区域について、指定方法を改め、市長が指定する区域とします。	無
10	現行の第1号区域（開発区域の面積が5ヘクタール未満の土地の区域）を削ります。	無
法第34条第11号の条例で定める予定建築物等の用途の見直し〔改正後第8条〕		
11	次に掲げる建築物の用途以外の用途 ① 専用住宅 ※自己居住用に限る。 ② 自己居住用の住宅であって、事務所、店舗等を兼ねるもの ③ 建築基準法別表第2（イ）項第5号、第6号及び第8号に掲げるもの ④ 建築基準法別表第2（ロ）項第2号に掲げるもの ⑤ 前各号の建築物に附属するもの	有

法第 34 条第 12 号の条例で定める開発行為の追加〔改正後第 9 条〕

12	同号の条例で定める開発行為について、既存の権利者を保護するための要件を追加します。〔新設第 5 号及び第 6 号〕	有
13	開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不相当と認められる開発行為として規則に委任する旨を規定します。〔新設第 7 号〕	有